

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案新旧対照条文 目次

○ ○ 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）（附則第六条関係） 1

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（附則第七条関係） 9

○ 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（削る）

（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第三十四条 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第五条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について同条第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第二百五条第三項」に改める。

第六条中「記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む）」を「刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」とい

う」に改め、同条ただし書中「検証」を「電磁的記録提供命令又は検証」に改める。

第七条の見出し中「書類又は証拠物」を「書類等」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

第七条に次の一項を加える。

- 2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第九条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記

(削る)

録の提出」に改める。

(日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律の一部改正)

第三十五条 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第五条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について同条第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第二百五条第三項」に改める。

第六条中「記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む）」を「刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という）に改め、同条ただし書中「検証」を「電磁的記録提供命令又

は検証」に改める。

第七条の見出し中「書類又は証拠物」を「書類等」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

第七条に次の一項を加える。

- 2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第九条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正)

第三十四条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第五条中少年法第六条の五及び第十五条の改正規定、第九条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十三条の改正規定、第十二条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十四条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十八条中国際捜査共助等に関する法律第八条第二項及び第十二条の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二十六条第二項の改正規定(「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「証拠書類」を「証拠書類(電磁的記録を含む。)」に改める部分を除く。)、同法第三十

(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正)

第三十六条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第五条中少年法第六条の五及び第十五条の改正規定、第九条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十三条の改正規定、第十二条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十四条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十八条中国際捜査共助等に関する法律第八条第二項及び第十二条の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二十六条第二項の改正規定(「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「証拠書類」を「証拠書類(電磁的記録を含む。)」に改める部分を除く。)、同法第三十

三条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二十三條中組織的犯罪処罰法第十八條の二の次に二條を加える改正規定、組織的犯罪処罰法第二十條の改正規定、組織的犯罪処罰法第三十條の次に二條を加える改正規定並びに組織的犯罪処罰法第三十一條第一項及び第七十一條第一項第七號の改正規定、第二十六條中国際受刑者移送法第二十一條の改正規定（「第四百八十七條」を「第四百八十七條第一項」に改める部分を除く。）、第二十七條中心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（次條第一項及び附則第十八條第一項において「医療観察法」という。）第二十四條第三項及び第四項の改正規定、第二十八條中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十五條第二項の改正規定並びに第三十四條中性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律目次及び第八條第一項第二號の改正規定、同法第四章第二節に一條を加える改正規定、同法第十二條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第十三條の改正規定、同法第十七條の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定、同法第十八條の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一條を加える改正規定、同法第十九條の改正規定、同法第二十條の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、同法第四章第四節に二條を加える改正規定並びに同法第二十六條第一項第一號、第四十條第一項第三號及び第四十四條第一號の改正規定並びに次條並びに附則第十五條及び第二十九條の規定、附則第三十五條中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八號）第四

三条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二十三條中組織的犯罪処罰法第十八條の二の次に二條を加える改正規定、組織的犯罪処罰法第二十條の改正規定、組織的犯罪処罰法第三十條の次に二條を加える改正規定並びに組織的犯罪処罰法第三十一條第一項及び第七十一條第一項第七號の改正規定、第二十六條中国際受刑者移送法第二十一條の改正規定（「第四百八十七條」を「第四百八十七條第一項」に改める部分を除く。）、第二十七條中心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（次條第一項及び附則第十八條第一項において「医療観察法」という。）第二十四條第三項及び第四項の改正規定、第二十八條中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十五條第二項の改正規定、第三十四條中日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第六條の改正規定、第三十五條中日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第六條の改正規定並びに第三十六條中性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律目次及び第八條第一項第二號の改正規定、同法第四章第二節に一條を加える改正規定、同法第十二條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第十三條の改正規定、同法第十七條の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定、同法第十八條の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同

百九十一条第七項の改正規定（「及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条」を、「第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三条の二」に改める部分に限る。）並びに附則第三十八条中財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十七条第二項ただし書の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四〇六（略）

（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 施行日前に開始した第三十四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正前の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第十七条第三項において読み替えて適用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項（同法第二十二條第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する公示の方法による通知については、なお従前の例による。

条の次に一条を加える改正規定、同法第十九條の改正規定、同法第二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、同法第四章第四節に二條を加える改正規定並びに同法第二十六條第一項第一号、第四十條第一項第三号及び第四十四條第一号の改正規定並びに次條並びに附則第十五條及び第二十九條の規定、附則第三十五條中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十一條第七項の改正規定（「及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条」を、「第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三条の二」に改める部分に限る。）並びに附則第三十八条中財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十七條第二項ただし書の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四〇六（略）

（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 施行日前に開始した第三十六條の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正前の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第十七条第三項において読み替えて適用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條第四項（同法第二十二條第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する公示の方法による通知については、なお従前の例による。

2 第三十四条の規定による改正後の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十条第三項の規定は、施行日以後に同法第十一条の規定による命令又は同法第十六条の規定による決定があつた場合における送達に代わる措置について適用し、施行日前に当該命令又は当該決定があつた場合における送達に代わる措置については、なお従前の例による。

2 第三十六条の規定による改正後の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十条第三項の規定は、施行日以後に同法第十一条の規定による命令又は同法第十六条の規定による決定があつた場合における送達に代わる措置について適用し、施行日前に当該命令又は当該決定があつた場合における送達に代わる措置については、なお従前の例による。

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十一 （略）</p> <p>三十二 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第 号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。</p> <p>2 三十三～三十五 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十一 （略）</p> <p>三十二 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。</p> <p>2 三十三～三十五 （略）</p>